

## 令和7年度「学校給食費」のお知らせ

令和7年度の学校給食費は、**無償化を実施している小学校の1・2年生及び特別支援学校小学部の1・2年生を除き、7月25日から毎月口座振替**させていただきます。

### 学校給食費の納付方法・納付額など

#### 1. 学校給食費納付額の決定

7月中旬頃、登録いただいた引落口座と各期の納付金額を記載した「学校給食費納付額決定通知書」を学校給食課から送付します。

#### 2. 学校給食費の納付方法

- ・ **原則、口座振替（自動払込）による納付となります。**なお、口座振替の手続きが未完了の場合は、郵送する納付書にてお支払いください。
- ・ 7月から翌年3月まで毎月25日(※)に引き落とします。なお、残高不足等により引き落としができなかった場合は、翌月10日(※)に再振替します。
- ・ 再振替できなかった場合は、後日、郵送する納付書にてお支払いください。

| 令和7年度     | 第1期   | 第2期   | 第3期   | 第4期    | 第5期    | 第6期    | 第7期   | 第8期   | 第9期   |
|-----------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|
| 口座振替日※    | 7月25日 | 8月25日 | 9月25日 | 10月27日 | 11月25日 | 12月25日 | 1月26日 | 2月25日 | 3月25日 |
| 納付書[納付期限] | 7月31日 | 9月1日  | 9月30日 | 10月31日 | 12月1日  | 12月31日 | 2月2日  | 3月2日  | 3月31日 |

※ 金融機関が休業日の場合は、翌営業日に引き落とします。

#### 3. 学校給食費の納付額

- ・ **米価等が高騰しておりますが、無償化対象学年（1・2年生）以外の学年については、食材費高騰支援として、ひとり1食あたり75円を市が支援することで保護者負担額を据え置いています。**
- ・ 学校給食の年間予定日数で算出した納付金額を9回に分けてお支払いいただきます。
- ・ 学校行事等により給食を停止した日数分を3月（第9期）で「精算」（減額）実施します。
- ・ 食物アレルギー等により牛乳やパン又はご飯を停止した場合は、それに応じて納付金額を減額します。
- ・ 学校給食の停止（再開）の届け出を希望する方は裏面をご覧ください。

|                            |             | 給食費<br>必要額 | 市支援額 | 1食あたりの<br>金額(A)<br>保護者<br>負担額 | 年間<br>予定日数(B) | 月当たりの日数(C)<br>(B÷9回=C)<br>小数点以下切上げ | 第1期～第8期<br>納付金額<br>(A×C) | 第9期<br>納付金額 |     |
|----------------------------|-------------|------------|------|-------------------------------|---------------|------------------------------------|--------------------------|-------------|-----|
| 小<br>学<br>校                | 1・2年生       | 320円       | 320円 | 無償                            | 193日          | —                                  | —                        | —           |     |
|                            | 3・4年生       | 325円       | 75円  | 250円                          | 193日          | 22日                                | 5,500円                   | 精算額         |     |
|                            | 5・6年生       | 330円       | 75円  | 255円                          | 193日          | 22日                                | 5,610円                   |             |     |
| 特<br>別<br>支<br>援<br>学<br>校 | 小<br>学<br>部 | 1・2年生      | 320円 | 320円                          | 無償            | 188日                               | —                        | —           | 精算額 |
|                            |             | 3・4年生      | 325円 | 75円                           | 250円          | 188日                               | 21日                      | 5,250円      |     |
|                            |             | 5・6年生      | 330円 | 75円                           | 255円          | 188日                               | 21日                      | 5,355円      |     |
|                            | 中学部         | 330円       | 75円  | 255円                          | 188日          | 21日                                | 5,355円                   |             |     |

## 学校給食の停止（再開）の届け出について

学校給食を停止または再開する場合は、学校給食を停止または再開しようとする日の**平日7日前までに**、「学校給食（変更・停止・再開）届」★を学校にご提出ください。

例)

|         |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |   |   |    |    |    |    |
|---------|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|---|---|----|----|----|----|
| 火       | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木  | 金  | 土 | 日 | 月  | 火  | 水  | 木  |
| 届出<br>① | ② | ③ | ④ |   |   | ⑤ | ⑥ | ⑦ | 欠席 | 欠席 |   |   | 欠席 | 欠席 | 欠席 | 欠席 |
| 停止      |   |   |   |   |   |   |   |   |    | 停止 |   |   |    |    |    |    |

- ・ 届け出がない場合は、減額の対象になりません。届け出が必要になった場合、すみやかに学校にご連絡ください。

### A. 1週間以上の欠席等で、学校給食を停止または再開する場合

けが、病気による長期入院や長期欠席などやむを得ない事由のみ  
自己都合によるものは不可です。

停止届提出時に、あらかじめ再開時期を明記している場合は、再開届の提出は不要です。

### B. 食物アレルギーやその他疾患による医師の指示に基づき、年間を通じて学校給食の全部又は一部（牛乳やパン又はご飯）を停止または再開する場合

※ 食物アレルギー等により給食を全部又は一部の提供を停止する場合は、「食物アレルギー対応依頼書」及び「学校生活管理指導表」を各学校が指定する期日までに事前に学校へ提出する必要がありますので、早めに学校へご相談ください。

### C. 宗教等のやむを得ない理由による場合

### D. 転出する場合

急な転出の場合は、転出日までに給食を停止できない場合がありますのでご了承ください。

## 学校給食の変更の届け出について

納入義務者が変更する場合、**すみやかに**、「学校給食（変更・停止・再開）届」★を学校にご提出ください。

★「学校給食（変更・停止・再開）届」は、お申し出のある方に学校で配付させていただきます。

学校給食費に関するQ&Aをホームページに掲載しています。⇒[堺市 学校給食費](#)で検索

### 学校給食費の「支払い忘れ・滞納」にご注意ください。

口座振替手続きの未完了、納付書による支払いをお忘れの結果、学校給食費が滞納となった場合、督促状・催告書を送付させていただきます。督促状・催告書の送達を受けてもなお納付されない場合には、法的手続きをとる場合があります。

<学校給食費に関するお問い合わせ>

堺市教育委員会事務局 学校給食課 給食経理係

Tel:072-228-7489 Fax:072-228-7256